

## 別紙

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律  
(昭和二十五年法律第七十五号)(抜粋)

(定義等)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 生産の方法についての基準

三 流通の方法についての基準

(製造業者等の行う格付)

第十四条 (略)

2 農林物資の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「生産行程管理者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、ほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。)を付することができる。

3 ~ 7 (略)

8 第一項から第三項までの認定の技術的基準は、農林水産省令で定める。

(格付の表示の禁止)

第十八条 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 (略)

二 農林物資の生産行程管理者が第十四条第二項又は第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

2 (略)

(改善命令等)

第十九条の二 農林水産大臣は、第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等(以下「認定製造業者等」という。) 同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者」という。) 若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流行程管理者(以下「認定流行程管理者」という。) の行う同条第一項から第三項までの規定による格付(認定製造業者等、認定生産行程管理者又は認定流行程管理者の行う同条第一項から第三項まで又は第五項の規定による格付の表示を含む。) 第十五条第一項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下「認定小分け業者」という。) の行う同行の規定による格付の表示又は十五條の二第一項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者(以下「認定輸入業者」という。) の行う同項の規定による格付の表示が適当でない認めるときは、当該認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

(指定農林物資に係る名称の表示)

第十九条の十五 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの(以下「指定農林物資」という。) については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 (略)

(名称の表示の除去命令等)

第十九条の十六 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

有機農産物の日本農林規格

(平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百五号)(抜粋)

(生産の方法についての基準)

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

| 事 項  | 基 準   |
|------|---|
| 育苗管理 | <u>育苗を行う場合(ほ場において育苗を行う場合を除く。)にあっては、</u><br><u>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を</u><br><u>講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用する</u><br><u>とともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植</u><br><u>物防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。</u><br>1 <u>この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土</u><br><u>壤</u><br>2 <u>過去3年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、</u><br><u>かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても</u><br><u>使用禁止資材が使用されていない土壌</u><br>3 <u>別表1の肥料及び土壌改良資材</u> |

(有機農産物の名称の表示)

第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物」又は「(有機農産物)」
- (4) 「有機栽培農産物」又は「(有機栽培農産物)」
- (5) 「有機栽培」又は「(有機栽培)」
- (6) 「有機」又は「(有機)」
- (7) 「オーガニック」又は「(オーガニック)」

(注)「」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

2～3 (略)

## 行政手続法

(平成五年十一月十二日法律第八十八号)(抜粋)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イから八までに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)